

令和6年1月1日より、「豊川市週休2日モデル工事試行要領」を改正し、「建築系工事における豊川市週休2日モデル促進工事試行要領」を制定します。

1. 制度の目的

建設業における担い手の確保・育成のため、令和元年度より豊川市が発注する工事の一部において、週休2日制を導入し建設現場の環境改善を図る取組を行ってきました。

令和6年4月1日からは建設業においても、労働基準法の改正に伴う罰則付きの時間外労働規制が適用され、益々、建設現場における労働環境改善の促進が発注者に求められています。

このような状況を踏まえ、今後の週休2日制の定着に向けて現在の運用を見直し、令和6年1月より土木工事の対象工事を拡大するとともに、新たに建築系工事を対象とした「建築系工事における豊川市週休2日モデル促進工事試行要領」を制定しました。

2. 「豊川市週休2日モデル工事試行要領」の改正について

○対象となる工事について

原則、発注者指定型での発注となります。発注者指定型の対象となる工事は、次の要件をすべて満たすものから市が指定します。受注者希望型は、発注者指定型以外で特記仕様書に記載がある工事が対象となります。

- (1) 公共建築工事積算基準を適用しない工事
- (2) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (3) 緊急性がない工事
- (4) 対象期間が概ね1か月以上の工事 (※これまでの金額要件は廃止)

○工事費の積算と変更契約について

【発注者指定型】

当初から 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）の達成を前提とした補正係数を乗じ、 休工状況を休日取得計画表に取得状況を記入したものを確認する。 4週8休を満たしていないものは、補正分を減額し、変更契約をします。

【受注者希望型】

休工状況として4週8休以上の確認後、変更設計時に補正係数を乗じ、変更契約するものとします。

3. 「建築系工事における豊川市週休2日モデル促進工事試行要領」について

○対象となる工事について

対象となる工事は、次の要件をすべて満たし、豊川市が指定する工事とします。

- (1) 工程が現場条件に大きく制約されない工事
- (2) 緊急性がない工事
- (3) 対象期間が概ね1か月以上の工事

○工事費の積算方法について

国土交通省の「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について」（令和2年6月23日付）の通知により、労務費を補正した複合単価及び市場単価等により工事費の積算を行うものとします。

○工事費の積算と変更契約について

当初から4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）の達成を前提とした補正係数を乗じ、休工状況を休日取得計画表に取得状況を記入したものを確認する。4週8休を満たしていないものは、補正分を減額し、変更契約をします。

○工事成績評定で加点される要件について

対象期間内の週休2日の実施状況を確認し、対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合には、当該工事の工事成績評定で1点を加点評価します。なお、28.5%未満の場合は、工事成績評定の減点を行わないものとします。

お問い合わせ先 総務部契約検査課 検査係

TEL：0533-89-2178